

「英独同盟交渉」(1898～1901年)とイギリス外交政策

藤井 信行*

A Study on the Anglo-German Alliance Negotiation and British Foreign Policy, 1898–1901

Nobuyuki FUJII

要 旨

研究史の上では、いわゆる「英独同盟交渉」(1898～1901年)は“神話”であったという解釈が、ほぼ定着している。小論は、この解釈を『日本外交文書』に収録されている邦語史料を用いて、両当事国以外の国の史料で検証した。

さらに小論は、19世紀末から第一次世界大戦の勃発に至るイギリス外交政策の上から「英独同盟交渉」の意義を考察している。そこで「揚子江協定」の満州問題への適応か否か?の問題と、ヨーロッパ大陸におけるイギリス外交政策に関する問題の2つの問題の重要性を指摘した。つまりイギリスにとって「英独同盟交渉」(1898～1901年)とその失敗の過程は、海外の既得権益防衛のための速やかな対応と、ヨーロッパ内での提携に関する慎重に考慮された政策という、19世紀のイギリス対外政策の特徴であるこの二つの側面を典型的に示すものであった。そしてこれはそのまま、第一次世界大戦前のおよそ四半世紀に渡るイギリス外交政策の特徴でもあった。

キーワード：英独同盟交渉、揚子江協定、イギリス外交政策、ヨーロッパ国際関係、第一次世界大戦

1. はじめに

小論は、19世紀末から第一次世界大戦に至るイギリス外交政策の上で、いわゆる「英独同盟交渉」(1898～1901年)がもつ意義を考察するものである。特に、1901年1月～5月の最終的な交渉決裂の過程を取り上げた。小論の特徴は、従来の英語・独語史料に基づく考察と

*助教授 19世紀ヨーロッパ国際関係史

もに、新たに邦語史料を用いて、当事国以外の史料で検証したことにある。

イギリス外交にとってこの時期は、一方で南アフリカでの戦争に解決の糸口を見つけられぬまま大軍・大金をつぎ込み、その一方で中国における既得権益の防衛にも同時に対応せねばならないという困難な時期であった。中国では、前年の10月にロシア軍がすでに満州全域を占領していた。イギリスは、基本的にロシアの満州政策には関与しない方針であった（スコット＝ムラヴィヨフ協定）が、日本からこの問題に対する対応を打診された。この時、外相ランズダウンはその返答の中で、イギリスの対応の選択肢の一つとしてドイツとの同盟に関して言及している。日本の林駐英公使はランズダウンとの会談の内容を本国に送っているが、それらの中にイギリスのドイツとの同盟問題に関するランズダウンの考えが述べられているものが散見される。また井上駐独公使からの本国への報告の中にも、ドイツ側のイギリスへの対応に触れたものがある。小論は、『日本外交文書』に収録されたこれらの邦語史料を用い、イギリスの1901年の対ドイツ交渉の過程を検証した。

研究史の上では、この時期の英独同盟交渉は“神話”であったという解釈が、ほぼ定着していると言っても良い。1960年代に、「50年ルール」解禁後の史料を基に第一次世界大戦前のイギリス外交政策の再構築を行った Monger⁽¹⁾ や Grenville⁽²⁾ の著書も、また直接にこのテーマを取り扱った Koch⁽³⁾ の論文もともに、この時期にソールズベリ内閣の閣議においてドイツとの同盟交渉が正式の外交日程に上ることがなかったことを論証している。そして80年代の Wilson⁽⁴⁾ や90年代の Neilson⁽⁵⁾ の解釈も同様に、その延長線上にある。

筆者は以前、19世紀末のイギリス外交政策に関し、いわゆる「孤立政策」そのものの再考察を試みた⁽⁶⁾。最も孤立政策を採っていたと言われたソールズベリが、実は孤立主義者ではなかったすれば、孤立政策それ自体が疑問視されることになるかと指摘した。その際、いわゆる「英独同盟交渉」（1898～1901年）の失敗が、その後イギリスをロシア・フランスに接近させ、さらにその三国協商がドイツと対立し、最終的にこの対立が第一次世界大戦の勃発へと進展したという直線的な解釈が、何ら妥当性をもつものではないことを指摘した。すなわちイギリスとドイツの「同盟交渉」の失敗が、第一次世界大戦における両国の対立に直接に結びつくものではない。イギリスにとって、ドイツとの同盟問題はその外交政策を大きく左右するものではなかったのである。それどころか、そもそも「同盟交渉」それ自体が、後の時代に創られた“神話”なのであった。

拙稿でも引用したが、『イギリス外交文書集』の編者たちが指摘するように、そもそも1898年の英独接近は当時の植民地大臣チェンバレンの私的な活動と見なされていた。なぜなら「1898年3月に始まる英独接近に関しては、『ドイツ外交文書集』第14巻のドイツ側文書に詳

細な記録があるが、しかしイギリスの公式記録の中には全く見られない⁽⁷⁾からである。そして小論が取り上げる1901年の英独交渉も、ソールズベリ内閣の公的政策とはなり得なかった。小論は、これを『イギリス外交文書集』の史料を基に論証し、邦語史料でさらに検証した。

2. 1901年の同盟交渉

1900年8月、義和団の暴徒に武装包囲された北京の各国外交施設を解放するために、連合軍が北京に入城した。そして同14日、これを解放した。それから一週間ほど経って、イギリス皇太子エドワードがドイツのカイザーを訪問した際、ドイツ側からイギリスに対して友好協定の打診があった⁽⁸⁾。8月22日のことである。これに対するソールズベリの即座の対応はきわめて冷淡であった⁽⁹⁾。外務次官補バーティも同様に反対した。ドイツはロシアの中国における拡大に反対しないであろうから、ドイツとの同盟はイギリスにとってかえって危険なものになると考えたからであった⁽¹⁰⁾。一方、2年前に英独同盟論を提議したチェンバレンがこれを強く推奨したのは、当然であった⁽¹¹⁾。

ソールズベリは当初の冷淡さにもかかわらず、9月18日のドイツからの再提案⁽¹²⁾を受け入れた。義和団の暴動が拡大し、それに対するドイツの武力追討が揚子江流域にまで迫ろうとする状況で、それに対する予防的対処からであった。10月16日にいわゆる英独(揚子江)協定が結ばれ、英独両国は中国の現状に乗じて領土上の拡張を行わないことを相互に確認した⁽¹³⁾。これによってイギリスは、その揚子江流域の権益をドイツの侵入から守った。前年(1899年)のスコット＝ムラヴィヨフ協定によってイギリスは、すでにその揚子江流域の権益とロシアの満州の権益とを相互に承認していたので⁽¹⁴⁾、ここにイギリスはロシアとドイツ両国から揚子江流域の権益の承認を得たことになった。この協定は他国にも参加を呼びかけることになっていたので、同23日に日本が加盟を打診してきた⁽¹⁵⁾。イギリスもドイツも日本の加盟に異論はなく、同29日に正式に加盟した⁽¹⁶⁾。

これに対してロシアは、その対中国政策に変更がないことから加盟の意思はないと明言した⁽¹⁷⁾。そして11月11日に清国奉天將軍増祺と軍事暫定協定に仮調印した⁽¹⁸⁾。これは満州全域を占領したロシア軍に対して、清国軍から停戦交渉の申し入れがあり、その交渉の結果結ばれた協定である。ロシアが望むものはただ一つ、それは満州を横断する東清鉄道の保護であった。このために、ロシア軍の駐留と清国軍の武器・火薬一切を没収することを要求していた⁽¹⁹⁾。しかしそれは実質的にはロシアの満州支配を意味するものであったため、清朝政府(李鴻章)は、同30日に旅順協定として正式調印されたその協定の批准を拒否した⁽²⁰⁾。

この協定の内容が、翌1901年1月3日のロンドン「タイムズ」紙に報道された⁽²¹⁾。ランズダウンはすぐにこれを清朝政府に確認した⁽²²⁾。そしてこの報道に接した日本政府は、イギリスの旅順協定に対する見解を確認するよう林公使に命じ、これに従って林はイギリスに対して、反ロシアの立場で日本と一致するように要請した⁽²³⁾。しかしイギリスの返答は、“no choice but to wait and see” と旅順協定の傍観を告げるものであった⁽²⁴⁾。これがスコット＝ムラヴィヨフ協定以降のイギリスの基本的な東アジアにおける対ロシア政策だったからである。この時、林はパーティから明確に、満州は揚子江協定の範囲外であると告げられている⁽²⁵⁾。同29日に林と会談したランズダウンは、再度イギリスの旅順協定の傍観を日本に通告した⁽²⁶⁾。

しかし翌2月5日の会談で、日本政府からの日英共同で清国政府に対して「警告」を発するという提案は受諾した。これは、義和団の戦後処理に関し一国のみと協定をしないという原則の下に、清国政府に旅順協定の調印拒否を迫るものであった⁽²⁷⁾。ランズダウンは、ドイツもこれに参加するよう要請した⁽²⁸⁾。ドイツはこれを受諾し⁽²⁹⁾、同17日に両国の対清国警告が実施された⁽³⁰⁾。揚子江協定以後、イギリスとドイツ間の初めての一致であった。

とは言うものの、イギリスにとって日本との協力の限界は明確に存在した。根本的な対ロシア政策が両国では違うからである。イギリスは決して反ロシア政策を採ることはなかった。ランズダウンは、日本政府によるロシアのさらなる侵入に対して清国に具体的援助を与えようという要請に対しては、明確にこれを拒否した。なぜならイギリスは、ロシアに敵対してまで清国を保障することはないからであった⁽³¹⁾。当然これは、将来の朝鮮半島支配を視野に入れる日本にとっては、東アジアにおけるロシアの南下をただただ傍観しているだけでは済まされないことであった。従って林にはイギリスのこの決定は、「傍観するのみにて断固たる処置をとるべき気色なし」としか映らなかったのであった⁽³²⁾。

2月19日、ロシアが新たなロシア＝清協約案を公表した。ランズダウンはすでに同6日に、ロシアが清国との新協定を準備していることを、駐ロシア大使スコットから報告を受けていた。スコットはロシア外相ラムズドルフと会談し、ロシアが満州から撤退する条件として、その鉄道の保護と暴動再発防止の保障を得るために新たな協約を必要としていると告げられた⁽³³⁾。ランズダウンは、この新協約を危惧していた。それは、旅順協定と比較してその範囲が拡大し、かつ永久的なロシア軍の満州駐屯の可能性を示唆するものだったからである。そこで彼自らが林に要請して会談を持ち（3月1日）、新協約に関して意見交換を行った⁽³⁴⁾。なぜなら、清国は新協約に調印するだろうと予測されたし⁽³⁵⁾、これに対しイギリスは南アフリカ戦争に従事しているために、それに対抗する具体的行動を何も採れないからであった⁽³⁶⁾。事実、彼の危惧するとおりロシアは、北京を占領した連合軍が北京から撤退し清国に中央政府が再建される

までは、その軍隊を満州に駐屯させると宣言した。ロシアにとってはこれが自軍を満州から撤退させる条件なのであったが、現実には連合軍の北京からの撤退はロシアの満州支配をいっそう容易にすると考えられたことから、そもそも実現不可能なことであり、従って逆にロシアの満州占領を永久化すると考えられた⁽³⁷⁾。ランズダウンはロシアに対して同4日、旅順協定と新協約との間の矛盾点を指摘しその説明を求めた⁽³⁸⁾。

ランズダウンは、このロシアによる満州占領永久化の危惧に対して、ドイツとの協議の可能性を探った。ところがドイツは、この新協約問題に対して全く無関心であった。そもそもドイツは、東アジアでロシアと敵対してまでもイギリスを支持する意思など持ち合わせておらず、従って満州問題を日本とイギリス両国に委ねると通告してきた。そして日本-ロシア間の問題には好意的中立の立場であることを宣言した⁽³⁹⁾。イギリスの内閣の中には、ドイツとの関係を強化することによって、19世紀末のヨーロッパ国際関係におけるイギリスの相対的力の低下に対処しようとする人々がいた。植民相チェンバレンはその代表格であったが、彼の他にもたとえば海軍大臣セルバンは公式の英独同盟を提言していた。セルバンは海軍予算の面からドイツとの同盟を進言した。蔵相ビーチも同じ理由でドイツとの同盟に賛成であった⁽⁴⁰⁾。ランズダウンもこの可能性にやや期待をしていたようだが⁽⁴¹⁾、しかしドイツには、やはりその気はなかった。3月15日にドイツ宰相ビューローは、揚子江協定は満州には適応されないと議会で発言した⁽⁴²⁾。ランズダウンはその翌日、満州問題をめぐるドイツとのこれ以上の交渉はもはや不可能とみなし、イギリスもドイツ同様に満州問題に関しては中立であることを、日本に告げた⁽⁴³⁾。こうしてランズダウンによる、同盟という言葉を使わずに、しかも秘密でというドイツとの友好関係の維持は失敗に終わった⁽⁴⁴⁾。

ランズダウンは、ドイツの意図と行動に関しては常に疑心暗鬼であった。特にロンドン駐在ドイツ臨時代理公使エカードスタインの行動には疑念を抱いていた。ビューローの議会発言以前においてすら彼は、エカードスタインを信用していない。エカードスタインが林の話として「日本の対ロシア戦争が不可避である」と彼に伝えたが、ランズダウンはわざわざこれをドイツ政府に確認している⁽⁴⁵⁾。もちろんドイツからの返答は、「日本とロシア間の即座の戦争は考えられない」というものであった⁽⁴⁶⁾。さらにビューローの演説の三日後にはエカードスタインから英独同盟を示唆されたが、ランズダウンはこれを全く取り合わなかった⁽⁴⁷⁾。エカードスタインは日本に対しても同盟の話を持ち掛けたが、林もランズダウン同様、これを無視した⁽⁴⁸⁾。イギリスの見解からすれば、もし日本-ロシア間で戦争が起これば、ドイツは中立の立場を利用してこの両国と貿易を行い、商業利益を独占しようとすると思われたのである⁽⁴⁹⁾。以後ドイツとの交渉は、ソールズベリが病気のため不在だったこともあり、これ以上の進展は

何もみられなかった⁽⁵⁰⁾。

3月17日、ロシアが新協定の修正案を清国政府に迫り、その返答期限を同26日とすると通告してきた⁽⁵¹⁾。ランズダウンは同19日に林から、日英共同で清国政府に対してロシア提案を拒否するように勧告することを打診された⁽⁵²⁾。この対清国警告をめぐり、ランズダウンはまずロシアに対して、イギリスがすでにロシアの満州における権益を承認し、その鉄道に関しては全く干渉の意思のないことを明言した上で、イギリスはロシアとの何らかの相互理解を求めていることを通知した⁽⁵³⁾。さらに清国に対しては、ロシアとの協定問題を北京で開催中の各国代表者会議に付託したいという清国公使からの要請に同意して⁽⁵⁴⁾、もし清国が列国に会議開催の要請を行えば、イギリスはそれに参加すると告げた⁽⁵⁵⁾。こうして清国は、ロシアと個別に協定を結ぶ必要がなくなった。4月2日、清国はロシアに協約締結の拒否を告げた⁽⁵⁶⁾。これに対しロシアは、満州問題に関してこれ以上の危機の拡大を望まないというツァーの意を受けて⁽⁵⁷⁾、対清国協約交渉の中止を宣言した⁽⁵⁸⁾。

さて、ランズダウンが林と会談し、林から私見として日英間の永続的相互理解を打診されたのは、こうした状況下であった。4月17日のことである。この林の提案は、その一週間前に林がエカードスタインと会談した際、エカードスタインから私見として日英独三国同盟を提議された（同9日）ことを請けてのものだったが⁽⁵⁹⁾、この提案に対しランズダウンは、日英間の協定に基本的には反対ではないと答え、そしてドイツを加えた三ヶ国間の協定を考えてみてはいかがか、と尋ね返した。しかしソールズベリが病気で不在のため、この件に関してはこれ以上の公式討議は出来ないと告げた⁽⁶⁰⁾。林は本国政府に、「ソールズベリの帰国を待つて事を静かに進める」と報告したが⁽⁶¹⁾、この時点でイギリス側に日本との交渉を始める意思はなかった。1ヵ月後、ソールズベリの帰国後のランズダウンと林との会談においても、林から協定の再打診があったが、ランズダウンはこれを取り合わなかった。依然として彼にとっては、日本との協定が急務だという認識は全くなかったのである⁽⁶²⁾。

これ以降、ドイツとの協議は「義和団」事変の処理問題へとシフトする。ランズダウンは、依然として現時点での日本との協力は不可能とみなしてはいたが⁽⁶³⁾、その一方でドイツとの再協力の可能性を探った⁽⁶⁴⁾。イギリスは「義和団」事変に対する清国賠償金問題をめぐり、①清国の破産を阻止し、②関税率のアップを阻止し、③清国に対する新たな借款を阻止することの3点を基本政策としていたが⁽⁶⁵⁾、ドイツはすでに、イギリスの基本政策の一つである対清国借款の拒否を受け入れていたので⁽⁶⁶⁾、協力の可能性もあるかに見えた。しかしソールズベリは、ドイツとの協力をはっきりと拒否する考えをランズダウンに告げた⁽⁶⁷⁾。ドイツがイギリスに対して、オーストリアに対する応援義務を要求してきたからであった⁽⁶⁸⁾。ドイツは

イギリスの三国(独・墺・伊)同盟への加盟を意図しており、その場合にはイギリスは対オーストリア・イタリア援助義務を負うことになる。イギリスの世論は到底これを支持しないであろう、というのがソールズベリの見解であった⁽⁶⁹⁾。これを以って、1901年のいわゆる「英独同盟交渉」は完全に終わるのである。

3. おわりに

19世紀末から第一次世界大戦の勃発にいたるイギリス外交政策上から1901年の「英独同盟交渉」の意義を考察すると、次の二つの意義を指摘できよう。第一に「揚子江協定」の満州問題への適応をめぐる問題であり、次にヨーロッパ大陸内でのイギリスの外交政策の問題である。

まず「揚子江協定」に関しては、イギリスもドイツもともに当初からその満州への適応を否定していた。より正確に言えば、イギリスには揚子江協定と満州問題をリンクさせて考える認識など全くなかった。林も、ランスダウンとの会談をとおしてそうした印象をもったことを、本国に報告している⁽⁷⁰⁾。そもそも満州への適応の問題が登場するのは、日本がこの協定に参加した後、ロシアによる満州占領に異議を唱えたからであった。イギリスは、その揚子江流域における権益が脅威を受けない限り、ロシアの満州政策に干渉することはないのである。それ故にランスダウンは満州に関しては、つねに傍観者だった。そしてパーティは、明確に満州が揚子江協定の範囲外であると述べている⁽⁷¹⁾。さらにマクドナルドに至っては、イギリスは、ドイツの山東省の独占に対する予防的な目的で、ドイツからの要望に応える形でこの協定を結んだのだと明言している⁽⁷²⁾。小論では、これらを邦語史料によって検証した。つまり、いわゆる「英独同盟交渉」と「揚子江協定」とは本来、全く別個のものなのであった。

次に、イギリス外交政策に関してであるが、イギリス内閣の中にはドイツとの関係を強化することによって、19世紀末のヨーロッパ国際関係におけるイギリスの相対的力の低下に対処しようとする人々がいたことは、本論の中で触れた。当時イギリスは、南アフリカ問題への対応に苦しんでいた。同時にまたアジア・アフリカの既得権益の防衛のため、ロシアとフランスの圧力にも対抗せねばならなかった。そして、地中海の防衛のために二国標準主義の見直しも迫られていた⁽⁷³⁾。さらにこうしたことすべてが、国家財政を大きく圧迫していた⁽⁷⁴⁾。それ故に、あたかもイギリスがこの時期に同盟国を求めることによってその危機を脱しようとするのが、必然的なことのように解釈されてきたが、小論が検証したとおり、事実はいささか違った。1901年のドイツとの交渉に関して言えば、イギリスによる「同盟交渉」の拒否は、ソールズ

ベリのリーダーシップの下で慎重に考慮された政策であった。

つまり、海外での既得権益を防衛するための速やかな対応と、ヨーロッパ大陸内での慎重に考慮された外交政策という、19世紀イギリスの対外政策の特徴であるこの二つの側面を典型的に表しているのが、この「英独同盟交渉」であった。第一次世界大戦における英独対立のプレリュードとしてより、この点こそが、「英独同盟交渉」(1898～1901年)のイギリス外交史上にもつ重要性であろう。

注

- (1) George Monger, *The End of Isolation: British Foreign Policy 1900-1907* (London, 1963).
 - (2) J. A. S. Grenville, *Lord Salisbury and Foreign Policy: the Close to the Nineteenth Century* (London, 1964).
 - (3) H. W. Koch, 'The Anglo-German Alliance Negotiations: Missed Opportunity or Myth?' *History* lvi (1969), pp. 378-92.
 - (4) Keith Wilson, *The Policy of the Entente: Essays on the Determinants of British Foreign Policy, 1904-1914* (Cambridge, 1985).
 - (5) Keith Neilson, *Britain and the Last Tsar: British Policy and Russia 1894-1907* (Oxford, 1995).
 - (6) 拙稿『『孤立政策』から『協商』へ—イギリス外交政策の転換?』(『川村学園女子大学研究紀要』14-2, 2003年3月)。
 - (7) G. P. Gooch and H. Temperley (ed.), *British Documents on the Origins of the War, 1898-1914*, 11 vols. (London, 1927-38), vol. i, p. vii. (以下, *BD* i vii と略す.)
 - (8) Lascelles (Ambassador at Berlin) to Salisbury, 1901/8/24, *BD* ii 10.
 - (9) Salisbury to Lansdowne, 1901/8/31, *BD* ii 10.
 - (10) Memorandum, Bertie, 1901/9/13, *BD* ii 11.
 - (11) Memorandum, Chamberlain, 1901/9/10, C. J. Lowe, *Reluctant Imperialist*, vol. ii of 2 vols. (London, 1967), p.122.
 - (12) Salisbury to Lansdowne, 1901/9/25, *BD* ii 12.
 - (13) Salisbury to Lansdowne, 1901/10/15, *BD* ii 15-6.
林ヨリ加藤外相宛 1900/10/20 外務省編纂『日本外交文書』第33巻—p.52. (以下, 『外交』33—52と略す。)
- この協定に関しては、後に、それが満州へも適応されるか否かをめぐり英独間で議論される。協定調印の1週間前の10月8日にロシア軍による満州全域占領という事実があるものの、決してこの協定は、イギリスが満州問題に関してロシアに対抗することを目的としたものではなかった。この協商におけるイギリスの意図は対ドイツであった。小論が邦語史料を用いて論証しようとする、論点の一つでもある。
- (14) Scott-Muraviev agreement, Andrew Malozemoff, *Russian Far Eastern Policy 1881-1904* (Berkeley, CA., 1958), p. 115.
 - (15) 加藤ヨリ林宛 1900/10/23 『外交』33—54.
 - (16) 加藤ヨリ林宛 1900/10/29 『外交』33—69.

「英独同盟交渉」(1898～1901年)とイギリス外交政策

- (17) Hardinge (second-in-command of the embassy at St. Petersburg) to Salisbury, 1900/10/28, *BD* ii 17-8.
小村駐露公使ヨリ加藤宛 1900/11/4 『外交』 33-73.
- (18) George Lensen, *Korea and Manchuria between Russia and Japan, 1895-1904* (Tallahassa, FL., 1966), pp. 128-9.
- (19) Satow (Minister at Peking) to Lansdowne, 1901/1/2, Lensen, pp. 128-9.
林ヨリ加藤宛 1900/11/12 『外交』 33別2-365.
- (20) 小村駐清公使ヨリ加藤宛 1901/1/8 『外交』 34-100.
- (21) 林ヨリ加藤宛 1901/1/3 『外交』 34-90.
- (22) Lansdowne to Satow, 1901/1/3 & Satow to Lansdowne, 1901/1/4, Foreign Office Correspondence, China (17) vol. 1482. (hereafter cited as FO 17/1482.)
- (23) 林ヨリ加藤宛 1901/1/15 『外交』 34-104.
- (24) Lansdowne to MacDonald (Minister at Tokyo), 1901/1/12&15, FO 46 (Japan)/538.
- (25) 林ヨリ加藤宛 1901/1/15 『外交』 34-104.
ドイツも同様であった。この時、ランスダウンは、中国問題に関するロシアの行動に対してドイツがどう対応するのかを、未だ確信できないでいたが (Lansdowne to Lascelles, 1901/2/17, FO 800/128), ドイツは、満州が揚子江協定の範囲外であると見なしていた。これを邦語史料から知ることができる (井上ヨリ加藤宛 1901/1/15 『外交』 34-106.)。
- (26) Lansdowne to MacDonald, 1901/1/29, *BD* ii 34-5.
林ヨリ加藤宛 1901/1/31 『外交』 34-122.
- (27) Lansdowne to Gough, 1901/2/7, *BD* ii 35.
林ヨリ加藤宛 1901/2/12 『外交』 34-136.
- (28) Lansdowne to Gough, 1901/2/7, *BD* ii 35.
- (29) Lansdowne to Lascelles, 1901/2/12, *BD* ii 24.
井上ヨリ加藤宛 1901/2/16 『外交』 34-146.
- (30) Lansdowne to MacDonald, 1901/2/18, *BD* ii 36.
- (31) Lansdowne to MacDonald, 1901/2/18, *BD* ii 36.
マクドナルド=加藤会談 1901/2/21 『外交』 34-152.
- (32) 林ヨリ加藤宛 1901/2/18 『外交』 34-146.
- (33) 珍田駐露公使ヨリ加藤宛 1901/2/8 『外交』 34-126.
- (34) 林ヨリ加藤宛 1901/3/3 『外交』 34-178.
- (35) Satow to Lansdowne, 1901/3/5, Lensen, p. 136.
小村ヨリ加藤宛 1901/2/28 『外交』 34-163.
- (36) 林ヨリ加藤宛 1901/3/7 『外交』 34-191.
- (37) Scott to Lansdowne, 1901/3/7, *BD* ii 39-40.
珍田ヨリ加藤宛 1901/3/9 『外交』 34-194.
- (38) Lansdowne to Scott, 1901/3/6, *BD* ii 37.
林ヨリ加藤宛 1901/3/7 『外交』 34-191.
- (39) Lascelles to Lansdowne, 1901/3/7, FO64/1524. & same to same, 1901/3/10, *BD* ii 42.
井上ヨリ加藤宛 1901/3/1 『外交』 34-188. および同ヨリ同宛 1901/3/8 『外交』 34-193.
- (40) Selborne to Beach, 1900/12/29, Monger, p. 12. これは1900年末の時点での、イギリスのヨーロッパ

大陸との関係からの一つの必然的結論であった。つまり対ロシアーフランス関係において唯一の選択肢がドイツであった。未だ、イギリスの同盟相手国の選択肢として、東洋の日本を認識していたイギリス人（政治家）は、誰もいなかった。

- (41) ランスダウンは、3月12日に対ドイツ交渉案を作成し、ドイツの言う好意的中立とは如何なるものか？フランス艦隊をチェックするというが、どのようにチェックするつもりなのか？をドイツに尋ねた（林ヨリ加藤宛 1901/3/13 『外交』 34—212.）。そして翌13日の閣議において、そうしたドイツの態度が明らかとなるまで対ドイツ交渉を延期することを決定した（Salisbury to the King, 1901/3/13, Nish, p.115; Monger, p. 29.）。
- (42) Speech by Count von Bulow, 1901/3/15, *BD* ii 26.
井上ヨリ加藤宛 1901/3/16 『外交』 34—226-7.
- (43) Lansdowne to MacDonald, 1901/3/16, *BD* ii 27.
- (44) ランスダウンは3月12日にドイツに対して、日本とロシア間の戦争の場合、イギリス・ドイツはともに中立を維持するという協約を準備したが、結局、同15日のビューローの発言により、それがドイツへ提出されることはなかった。ただし、このメモランダムそのものに関して、研究史上の論争があることを付記しておく（cf. Grenville, pp. 337 ff.）。
- (45) Lansdowne to Lascelles, 1901/3/8, *BD* ii 41.
- (46) Lascelles to Lansdowne, 1901/3/10, *BD* ii 42.
ランスダウンは、日本の対ロシア戦争の可能性を危惧していたが、その実現の可能性には多くの疑問をもっていた（Draft Declaration, 1901/3/12, Lowe, p.124.）。ちなみに日本政府内では、対ロシア戦争は選択肢の一つとしての認識はあったが、未だそれ以上のもではなかった（加藤ヨリ伊藤首相宛 1901/3/12 『外交』 34—203-8.）。
- (47) Lansdowne to Lascelles, 1901/3/18, *BD* ii 61.
- (48) 林ヨリ加藤宛 1901/3/23 『外交』 34—269.
エカードスタインは、日本には日独英の三国同盟を持ち掛けてきたが、盛んに日本の韓国併合を煽り、また英独の中立という条件が整ったことから日本の対ロシア戦争をも煽った。
- (49) 林ヨリ加藤宛 1901/3/23 『外交』 34—269.
- (50) Lansdowne to Lascelles, 1901/3/29, *BD* ii 62. さらに same to same, 1901/4/9 & same to same, 1901/4/13, *BD* ii 62—3.
- (51) Lansdowne to MacDonald, 1901/3/19, *BD* ii 47.
小村ヨリ加藤宛 1901/3/17 『外交』 34—233-4.
- (52) 加藤ヨリ林宛 1901/3/18 『外交』 34—234.
日本はこの勧告を3月20日に清国政府に通告した（加藤＝清国公使会談 1901/3/20 『外交』 34—240-2.）。またドイツに対しては3月18日に勧告への参加を打診したが（加藤ヨリ井上宛 1901/3/18 『外交』 34—235.）、同21日にドイツは不参加を表明した（井上ヨリ加藤宛 1901/3/21 『外交』 34—254.）。
- (53) Lansdowne to Scott, 1901/3/23, Nish, p. 122; Monger, p. 31.
- (54) 林ヨリ加藤宛 1901/4/2 『外交』 34—316-7.
- (55) Lansdowne to Satow, 1901/4/5, *BD* ii 51.
林ヨリ加藤宛 1901/4/6 『外交』 34—337.
- (56) 小村ヨリ加藤宛 1901/4/4 『外交』 34—327-8.
清国政府は同様に、日独英三国にこれを報告した（小田切在上海領事ヨリ加藤宛 1901/4/5 『外交』

「英独同盟交渉」(1898～1901年)とイギリス外交政策

34—334.)。

- (57) Scott to Lansdowne, 1901/4/4, Neilson, p. 218.
- (58) Lansdowne to Scott, 1901/4/5, *BD* ii 50.
 珍田ヨリ加藤宛 1901/4/5 『外交』 34—334-5.
- (59) 林ヨリ加藤宛 1901/4/9 『外交』 34—1.
- (60) Lansdowne to MacDonald, 1901/4/17, *BD* ii 89.
 林ヨリ加藤宛 1901/4/17 『外交』 34—8.
- (61) 林ヨリ加藤宛 1901/4/19 『外交』 34—11.
- (62) 林ヨリ加藤宛 1901/5/18 『外交』 34—18.
- (63) Satow to Lansdowne, 1901/5/23, FO 17/1484.
- (64) Lansdowne to Salisbury, 1901/5/24, *BD* ii 64—5.
- (65) Lansdowne to Satow, 1901/5/11, Monger, p. 34.
- (66) Lascelles to Lansdowne, 1901/5/14, FO 64 (Germany)/1524.
- (67) Memorandum, Salisbury, 1901/5/29, *BD* ii 68—9.
- (68) Lansdowne to Lascelles, 1901/5/30, *BD* ii 70.
- (69) Memorandum, Salisbury, 1901/5/29, *BD* ii 68—9.
- (70) 林ヨリ加藤宛 1901/3/25 『外交』 34—224.
- (71) 林ヨリ加藤宛 1901/1/15 『外交』 34—105.
- (72) マクドナルド=加藤会談 1901/3/21 『外交』 34—249.
- (73) Navy Estimates 1901—2, Selborn, 1901/1/17, Monger, p. 11.
- (74) Financial Difficulties: Appeal for Economy in Estimates, Hicks Beach, 1901/Oct., Neilson, p. 120.